

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

(令和8年5月25日～6月8日)

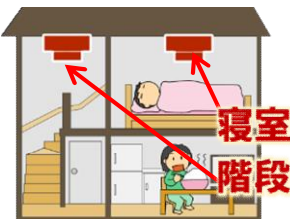
鹿児島県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

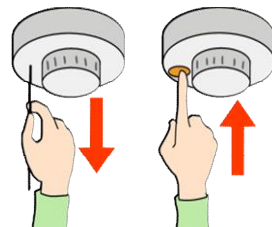
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボ
タンを長押しすると、音
声などで正常に作動す
るかどうかを知らせてく
れます。



【お問い合わせ】

霧島市消防局 予防課

〒899-4332 霧島市国分中央3-41-5

TEL 0995-64-0433

中央消防署 TEL 0995-64-0434

北消防署 TEL 0995-78-2657

【後援】□

霧島市消防局HP
(住警器について)

消防庁
Fire and Disaster Management Agency

